

現地機関別

「基本的考え方（案）」（考慮すべき事項）を当てはめた場合の状況

現地機関図

**【前回審議会資料】**

福祉事務所見直しの選択肢

**【追加資料】**

## 「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

## 地方事務所福祉課(福祉事務所)

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に 1 課(所)ずつ配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

| 所名  | 管轄区域          | H19.12 被保護世帯数 | 所から遠い市町村までの時間距離 |
|-----|---------------|---------------|-----------------|
| 佐久  | 南佐久郡、北佐久郡     | 152           | 川上村 : 41km、70分  |
| 小県  | 小県郡           | 12            | 長和町 : 21km、40分  |
| 諏訪  | 諏訪郡           | 95            | 富士見町 : 20km、45分 |
| 上伊那 | 上伊那郡          | 130           | 中川村 : 30km、50分  |
| 下伊那 | 下伊那郡          | 148           | 売木村 : 49km、70分  |
| 木曾  | 木曾郡           | 89            | 南木曾町 : 35km、42分 |
| 松本  | 東筑摩郡          | 65            | 麻績村 : 33km、60分  |
| 北安曇 | 北安曇郡          | 78            | 小谷村 : 35km、45分  |
| 長野  | 埴科郡、上高井郡、上水内郡 | 93            | 信州新町 : 24km、35分 |
| 北信  | 下高井郡、下水内郡     | 73            | 栄村 : 33km、40分   |

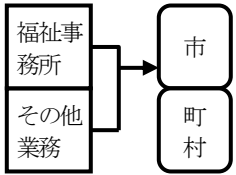
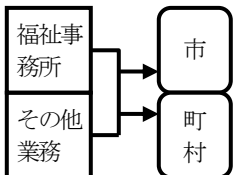
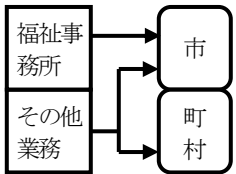
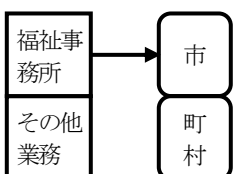
(注) 支所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

- 3 緊急的対応 無
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話対応 有
- 5 状況の変化
  - ・市町村合併による町村数の減少及び高齢者・障害者等業務の市町村移管により、所管区域・対象者が減少
  - ・精神障害者の保健福祉対策、要介護高齢者施策などで、保健分野(保健所)とのより密接な連携が必要となっている(国からも介護保険事業の円滑な実施のため、可能な限り二次医療圏と区域を一致させる等、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図ることが求められている)
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
  - 県
    - ・福祉事務所業務としては町村部のみ担当
    - ・その他の福祉業務は、市町村への補助金交付、指導業務中心
  - 市町村
    - ・市福祉事務所業務担当
    - ・福祉業務の総合的な窓口
- 7 機関相互が調整・連携しやすい組織  
考えられる選択肢

| 選択肢                          | メリット                                  | デメリット・考慮事項   |
|------------------------------|---------------------------------------|--|
| 市福祉事務所へ委託                    | 委託する業務量によっては、県と市の福祉事務所業務の効率化を図ることができる | ・委託先の市の同意が前提となる<br>・福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で、分離が困難なものがある(※) |
| 複数の福祉事務所を統合                  | 県の福祉事務所業務の効率化を図ることができる                | 福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で、分離が困難なものがある(※)                     |
| 地方事務所福祉課を保健所と統合<br>(保健福祉事務所) | 保健と福祉の連携が強まり、一体的な対応が可能となる             | 保健所と福祉事務所の設置根拠が異なるため、二枚看板が必要になる                                    |

※ 例えば、福祉事務所として行う母子寡婦、児童の実情把握に関する業務と、福祉課が行う母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当に係る返還金の徴収等の業務

## 福祉事務所見直しの選択肢

| 選択肢                          |                                       | メリット  | デメリット・考慮事項  |
|------------------------------|---------------------------------------|---|---|
| 市町村への委託・権限移譲                 | 市福祉事務所へ地方事務所福祉課（福祉事務所）の全ての業務を委託       |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の市の同意が必要となるが、相当量の業務量の増加が予想され、難航することが予想される</li> <li>・委託先の市に町村分の業務もお願いすることとなるが、町村との関係や住民感情等を考慮する必要がある</li> <li>・現行制度上、母子寡婦福祉資金の貸付については、委託できない</li> </ul>   |
|                              | 全市町村又は広域連合へ地方事務所福祉課（福祉事務所）の全ての業務を権限移譲 |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け手である市町村の同意が必要となるが、相当量の業務量の増加が予想され、難航することが予想される</li> <li>・全町村（又は広域連合）が福祉事務所を設置しなければならない</li> <li>・現行制度上、母子寡婦福祉資金の貸付については、委託できない</li> </ul>   |
|                              | 福祉事務所業務は市福祉事務所へ、それ以外の業務は全市町村へ委託       |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にとって、身近なところで全てのサービスが受けられる</li> <li>・地方事務所福祉課における福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で分離が困難なものがある(※)</li> <li>・委託先の市町村の同意が必要となるが、相当量の業務量の増加が予想され、難航することが予想される</li> <li>・委託先の市に町村分の業務もお願いすることとなるが、町村との関係や住民感情等を考慮する必要がある</li> <li>・現行制度上、母子寡婦福祉資金の貸付については、委託できない</li> </ul>              |
|                              | 福祉事務所業務は市福祉事務所へ委託、それ以外の業務は地方事務所福祉課で実施 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にとって、比較的身近なところでサービスが受けられる</li> <li>・生活保護等福祉事務所業務については、利用者にとって比較的身近なところでサービスが受けられる</li> <li>・地方事務所福祉課における福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で分離が困難なものがある(※)</li> <li>・委託先の市の同意が必要となるが、一定の業務量の増加が予想され、難航することが予想される</li> <li>・委託先の市に町村分の業務もお願いすることとなるが、町村との関係や住民感情等を考慮する必要がある</li> </ul> |
| 複数の福祉事務所を統合                  |                                       | 県の福祉事務所業務の効率化を図ることができる  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方事務所福祉課における福祉事務所業務とその他の福祉業務の中には、一体的な執行が必要で分離が困難なものがある(※)</li> <li>・被保護世帯等利用者からみて庁舎が遠くなる</li> <li>・保健所の管轄区域と違いが生じるため、両者の連携に支障が生じる可能性がある</li> </ul>  |
| 地方事務所福祉課を保健所と統合<br>(保健福祉事務所) |                                       | 保健と福祉の連携が強まり、一体的な対応が可能となる<br>例◇対象者に共通性がある介護保険・障害者自立支援サービス事業者の指導監査（地方事務所福祉課）と医療監視（保健所）の相互補完<br>◇精神障害者のケア（保健所）と障害者自立支援サービスの提供（地方事務所福祉課）との情報共有 | 保健所と福祉事務所の設置根拠が異なるため、二枚看板が必要になる   |

◆地方事務所福祉課における「福祉事務所業務」及び「その他の業務」

○福祉事務所業務（町村部のみ）

- ・生活保護法に基づく援護措置
- ・児童福祉法に基づく援護措置
- ・母子寡婦福祉法に基づく援護措置
- ・特別障害者手当 等

○その他の業務（市の区域も所掌）

- ・介護サービス事業所、障害者自立支援サービス事業所の監査等
- ・保育所の事業費補助・監査、市町村社会福祉協議会の認可・監査
- ・母子寡婦福祉資金
- ・福祉関係各種補助金
- ・中国帰国者等援護
- ・青少年対策、元気高齢者対策 等

※ 例えば、福祉事務所として行う母子寡婦、児童の実情把握に関する業務と、福祉課が行う母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当に係る返還金の徴収等の業務



## 「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

## 保健所

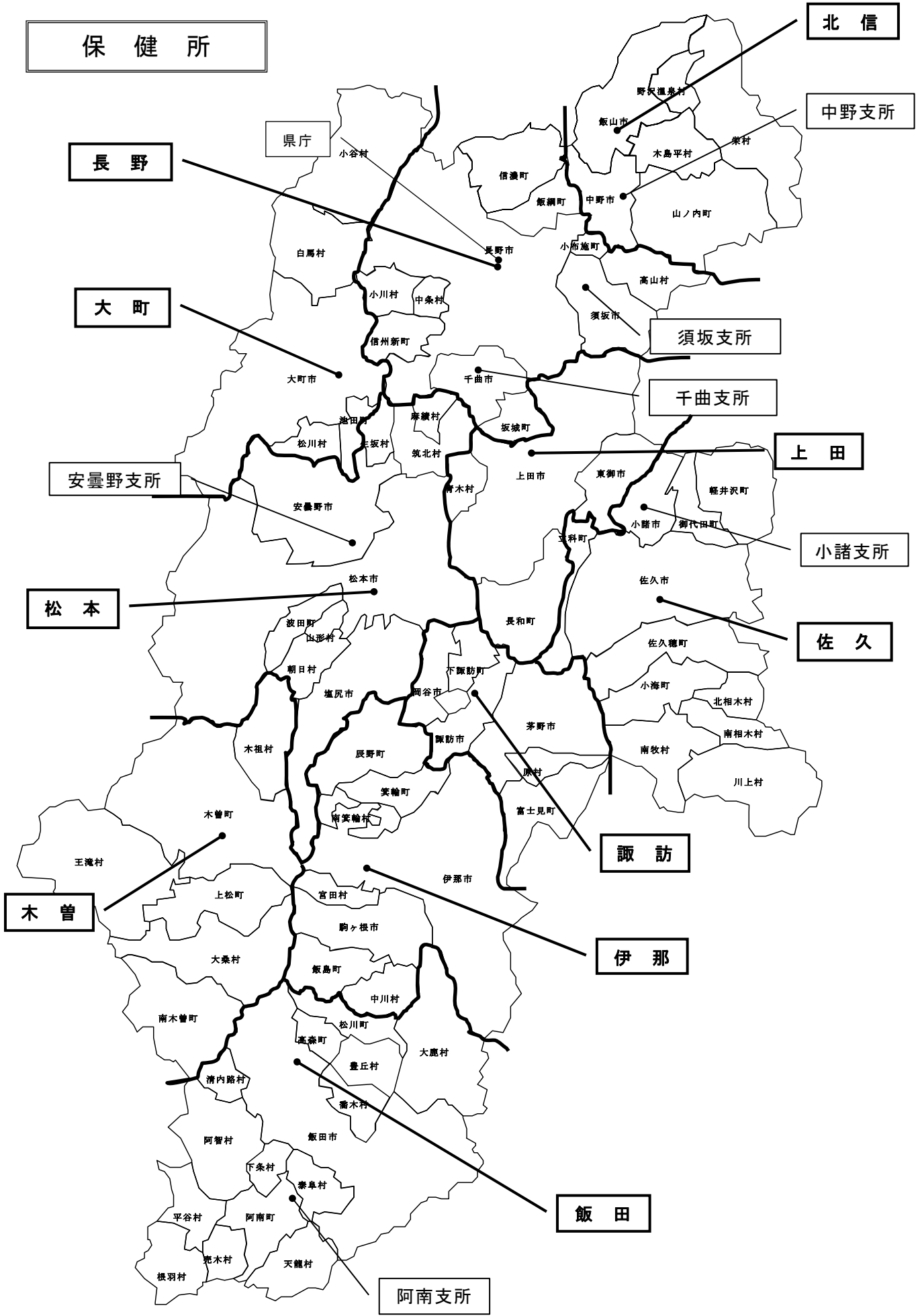
- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に本所 10 所と 6 支所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

| 支所名   | 担当区域                      | 担当区域人口<br>(H19.4.1) | 支所から遠い市町村までの時間距離      | 本所から遠い支所担当市町村までの時間距離  |
|-------|---------------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 小諸支所  | 軽井沢町、御代田町、立科町、小諸市         | 84,957 人            | 立科町：<br>20 km、40 分    | 立科町：<br>20 km、40 分    |
| 阿南支所  | 阿南町、売木村、天龍村、泰阜村、旧上村、旧南信濃村 | 13,313 人<br>(注2)    | 飯田市上村：<br>40 km、50 分  | 売木村：<br>49 km、70 分    |
| 安曇野支所 | 安曇野市                      | 96,582 人            | 安曇野市明科：<br>10 km、20 分 | 安曇野市明科：<br>16 km、30 分 |
| 千曲支所  | 坂城町、千曲市                   | 79,772 人            | 坂城町：<br>10 km、20 分    | 坂城町：<br>25 km、50 分    |
| 須坂支所  | 小布施町、高山村、須坂市              | 72,052 人            | 高山村：<br>7 km、15 分     | 高山村：<br>18 km、35 分    |
| 中野支所  | 山ノ内町、中野市                  | 60,522 人            | 山ノ内町：<br>6 km、13 分    | 山ノ内町：<br>16 km、30 分   |

(注1) 支所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

(注2) 旧上村、旧南信濃村分人口は、合併前の H17.3.31 のそれぞれの村の人口 (699 人、2,192 人) を加算

- 3 緊急的対応 精神障害の措置通報 (自傷他害のおそれのある精神障害者に対する通報があった場合の強制的入院の措置)  
頻度 支所平均 4.4 件/年  
※本所での対応も可
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有
- 5 状況の変化 ・市町村の保健サービス体制の充実 (保健師数 H9 586 (支所管内 125)  
H19 724 (支所管内 144))  
・エイズ等、より専門性の高い分野への対応が生じる中での保健師の分散配置  
・食品衛生等の申請の取次ぎのための事務職員配置の解消 (H17.4.1)
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等  
県 精神保健、難病対策、ハイリスク母子保健指導など専門的保健サービス  
市町村 身近な保健サービスの提供、全般的な相談窓口  
※個々のケースの分担は双方の協議で



「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

農業改良普及センター

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に本所 10 所と 8 支所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

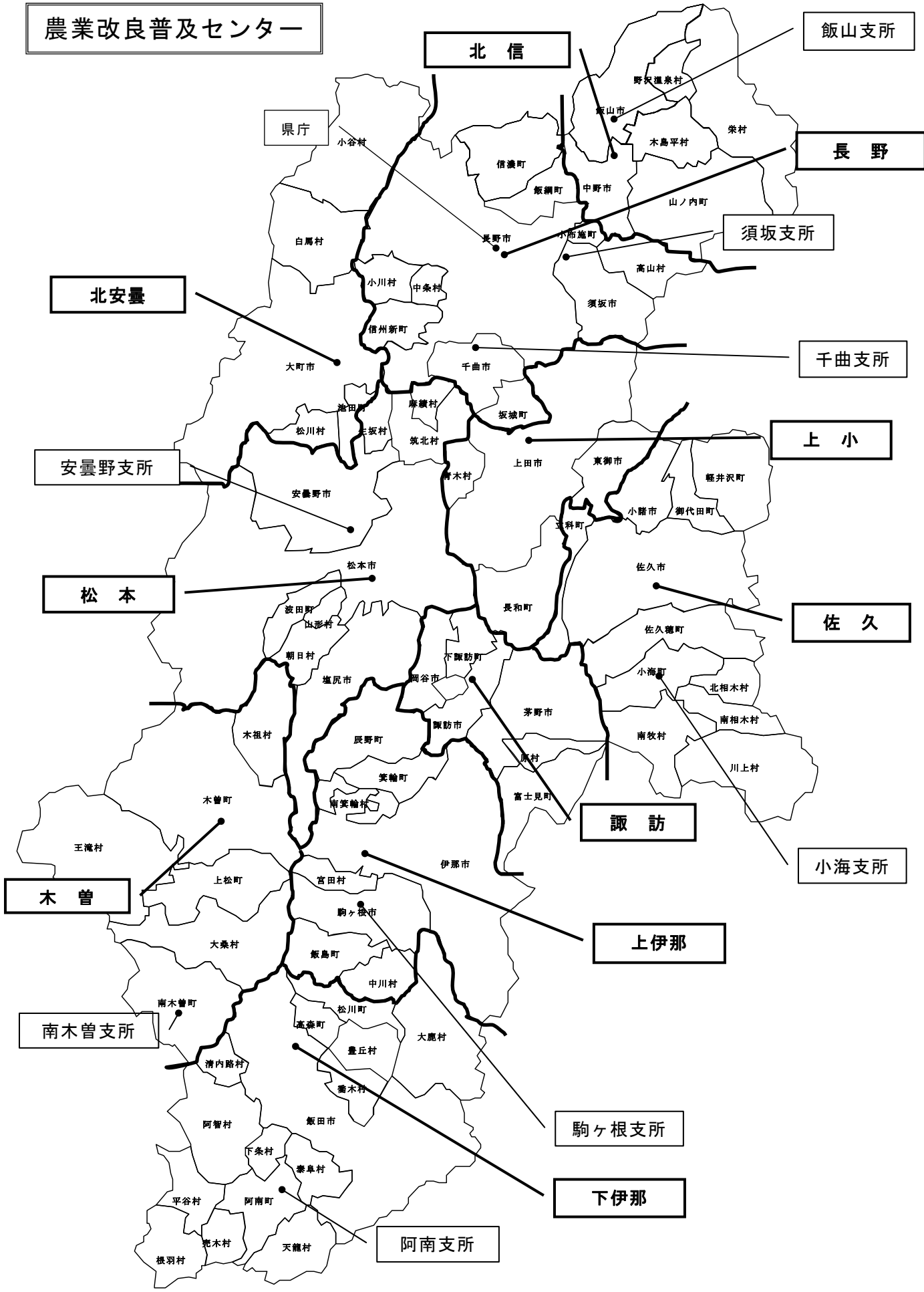
| 支所名   | 担当区域                  | 販売農家数    | 農業産出額       | 支所から遠い市町村までの時間距離           | 本所から遠い支所担当市町村までの時間距離     |
|-------|-----------------------|----------|-------------|----------------------------|--------------------------|
| 小海支所  | 小海町、南相木村、北相木村、南牧村、川上村 | 1,482 戸  | 19,340 百万円  | 川上村：<br>25 km、40 分         | 川上村：<br>40 km、70 分       |
| 駒ヶ根支所 | 飯島町、中川村、宮田村、駒ヶ根市      | 3,235 戸  | 10,360 百万円  | 中川村：<br>14km、30 分          | 中川村：<br>30km、50 分        |
| 阿南支所  | 阿南町、下条村、売木村、天龍村、泰阜村   | 891 戸    | 2,700 百万円   | 売木村：<br>17km、35 分          | 売木村：<br>47km、70 分        |
| 南木曾支所 | 南木曾町、大桑村              | 398 戸    | 490 百万円     | 大桑村：<br>25km、20 分          | 南木曾町：<br>35km、42 分       |
| 安曇野支所 | 麻績村、生坂村、筑北村、安曇野市      | 4,212 戸  | 15,050 百万円  | 筑北村（坂井総合支所）<br>31.7km、60 分 | 筑北村（坂井総合支所）<br>40km、60 分 |
| 千曲支所  | 坂城町、千曲市               | 2,051 戸  | 5,880 百万円   | 坂城町：<br>10.8km、23 分        | 坂城町：<br>25km、50 分        |
| 須坂支所  | 小布施町、高山村、須坂市          | 2,876 戸  | 10,930 百万円  | 高山村：<br>5km、10 分           | 高山村：<br>20km、40 分        |
| 飯山支所  | 木島平村、野沢温泉村、下水内郡、飯山市   | 3,067 戸  | 12,600 百万円  | 栄村：<br>31 km、45 分          | 栄村：<br>36 km、55 分        |
| (県計)  |                       | 74,535 戸 | 275,880 百万円 |                            |                          |

(注 1) 支所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

(注 2) 販売農家数は H17「農林業センサス」、農業産出額は H18「長野県農林業市町村別データ」〔関東農政局長野農政事務所編〕による

- 3 緊急的対応 台風等災害前後の技術指導  
頻度 年によりばらつき有  
※本所での対応も可
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有
- 5 状況の変化
  - ・ 農家数(販売農家数)の減少 (販売農家数 H7 103,466 戸 ⇒ H17 74,535 戸)
  - ・ 農業産出額の減少 (H9 334,760 百万円 ⇒ H18 275,880 百万円)
  - ・ 組織を見直さない中での職員定数の減 (H9 249 ⇒ H19 182)
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等  
県 普及活動、専門的技術指導  
市町村 (農業全般の振興)

農業改良普及センター





## 「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

## 建設事務所

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 10 広域圏に 16 所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

| 所名        | 管轄区域  | 道路延長<br>(km) | 河川延長<br>(km) | 砂防指<br>定地数 | H18 事業執行<br>実績(百万円) | 所から遠い市町村ま<br>での時間距離  |
|-----------|---|--------------|--------------|------------|---------------------|----------------------|
| 南佐久       | 南佐久郡  | 179          | 267          | 103        | 2,545               | 川上村：<br>38 km、57 分   |
| 佐久        | 佐久市、小諸市、北佐久郡                                | 449          | 354          | 63         | 4,187               | 軽井沢町：<br>35 km、50 分  |
| 上田        | 上田市、東御市、小県郡                                 | 507          | 356          | 141        | 4,063               | 長和町：<br>21 km、40 分   |
| 諏訪        | 岡谷市、諏訪市、茅野市、<br>諏訪郡                         | 321          | 333          | 166        | 5,305               | 富士見町：<br>20 km、45 分  |
| 伊那        | 伊那市、駒ヶ根市、上伊那<br>郡                           | 436          | 471          | 274        | 5,852               | 中川村<br>30 km、50 分    |
| 飯田        | 飯田市（下伊那南部事務所<br>の管轄区域除く）、下伊那<br>郡（天龍村除く）    | 564          | 629          | 187        | 11,226              | 売木村：<br>49 km、70 分   |
| 下伊那<br>南部 | 飯田市上村、飯田市南信濃<br>八重河内・南和田・同木沢、<br>下伊那郡のうち天龍村 | 98           | 122          | 94         |                     | 飯田市上村：<br>20 km、35 分 |
| 木曾        | 木曾郡   | 198          | 531          | 149        | 2,829               | 南木曾町：<br>35 km、42 分  |
| 松本        | 松本市、塩尻市、東筑摩郡                                | 534          | 507          | 107        | 7,175               | 麻績村：<br>33 km、60 分   |
| 安曇野       | 安曇野市  | 186          | 113          | 33         | 1,055               | 安曇野市：<br>1 km、3 分    |
| 大町        | 大町市、北安曇郡                                    | 325          | 332          | 28         | 3,485               | 小谷村：<br>35 km、45 分   |
| 千曲        | 千曲市、埴科郡                                     | 117          | 44           | 59         | 1,753               | 坂城町：<br>11 km、23 分   |
| 須坂        | 須坂市、上高井郡                                    | 159          | 99           | 33         | 2,580               | 高山村：<br>7 km、18 分    |
| 中野        | 中野市、下高井郡のうち山<br>ノ内町                         | 174          | 125          | 26         | 2,018               | 山ノ内町：<br>6 km、12 分   |
| 長野        | 長野市、上水内郡                                    | 666          | 354          | 213        | 9,770               | 信州新町：<br>24 km、35 分  |
| 飯山        | 飯山市、下高井郡のうち木<br>島平村及び野沢温泉村、下<br>水内郡         | 267          | 206          | 76         | 1,988               | 栄村：<br>33 km、40 分    |

(注1) 「砂防指定地」とは土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害の起こる恐れのある山地部を指定して砂防えん堤などの工事をしたり、土地の形を変えるなどの行為を制限する区域

(注2) 所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所（下伊那南部）までの数値

- 3 緊急的対応 地震、台風、豪雪、水防当番等災害の対応  
頻度 多（季節、地域によりばらつきあり）
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話対応 有

- 5 状況の変化
- ・ 公共事業費等の大幅な減少 (H10 260,073 百万円 ⇒ H19 77,691 百万円)
  - ・ 道路等の維持管理業務量の増大
  - ・ 組織を見直さない中での職員定数の減 (H9 900 ⇒ H19 740)

| 課名              | H9  | H19 | 差    | 1所平均(H19の状況) |     |     |
|-----------------|-----|-----|------|--------------|-----|-----|
|                 |     |     |      | 平均           | 最小所 | 最大所 |
| 総務課             | 166 | 146 | △20  | 10           | 8   | 13  |
| 維持管理課           | 197 | 201 | 4    | 13           | 9   | 22  |
| 整備課・関連事業課       | 360 | 279 | △81  | 17           | 9   | 28  |
| 用地課(用地係)        | 132 | 95  | △37  | 6            | 3   | 13  |
| その他(ダム・下水道・公園等) | 45  | 19  | △26  | -            | -   | -   |
| 計               | 900 | 740 | △160 |              |     |     |

6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等

県 国道(指定区間外)、県道、1級河川(指定区間)、砂防事業等を担当  
 市町村 市町村道、準用河川等を担当

※重複はないが同種の事業を実施

※一部県道の除雪、維持修繕業務について市町村に委託

## 「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

## 砂防事務所

1 広域圏・ブロックとしてのまとめり・一体性 砂防業務が多い地域の特設事務所

2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

| 所名  | 管轄区域   | 砂防指定地数 | H18 事業執行実績 (百万円) | 本所から遠い市町村までの距離     |
|-----|--|--------|------------------|--------------------|
| 犀川  | 松本市、大田市及び安曇野市の一部、東筑摩郡のうち、麻績村、生坂村及び筑北村、北安曇郡のうち池田町 | 379    | 1,828            | 筑北村：<br>23 km、50 分 |
| 姫川  | 北安曇郡のうち白馬村及び小谷村                                  | 368    | 1,527            | 白馬村：<br>12 km、20 分 |
| 土尻川 | 長野市、大都市のうち美麻の区域、上水内郡のうち信州新町、小川村及び中条村             | 421    | 1,301            | 大田市：<br>38 km、50 分 |

(注1) 「砂防指定地」とは土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害の起こる恐れのある山地部を指定して砂防えん堤などの工事をしたり、土地の形を変えるなどの行為を制限する区域

(注2) 所から遠い市町村までの時間距離は、役場又は合併前市町村所在総合支所までの数値

3 緊急的対応 地震、台風、水防当番等災害の対応  
頻度 多 (季節、地域によりばらつきあり)

4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有

5 状況の変化

- ・ 砂防公共事業費等の大幅な減少 (H10 40,439 百万円 ⇒ H19 10,737 百万円)
- ・ これまで建設してきた施設の維持管理や新たなソフト事業の業務量の増大
- ・ 組織を見直さない中での職員定数の減 (H9 48 ⇒ H19 40)

6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等  
管轄区域については、県が事業実施

建設事務所・砂防事務所

飯山建設

中野建設

長野建設

姫川砂防

土尻川砂防

大町建設

須坂建設

千曲建設

犀川砂防

安曇野建設

上田建設

松本建設

佐久建設

木曾建設

諏訪建設

南佐久建設

伊那建設

飯田建設

下伊那南部建設

## 「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

## 労政事務所

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性                      4ブロックに4所、1分室、1駐在配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

| 所名          | 管轄(担当)区域                                    | H18労働相談件数 | 相談の対応     |
|-------------|---|-----------|-----------|
| 東 信<br>〈上田〉 | 南佐久郡、北佐久郡、小県郡、上田市、小諸市、佐久市、東御市               | 188       | 概ね8割が電話相談 |
| 南 信<br>〈伊那〉 | 諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市      | 200       |           |
| 飯田駐在        |   | 128       |           |
| 諏訪分室        | (諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市)                           | 346       |           |
| 中 信<br>〈松本〉 | 木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市              | 457       |           |
| 北 信<br>〈長野〉 | 埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市 | 360       |           |

(注) 諏訪分室欄に記載件数はH18岡谷分室の数値

- 3 緊急的対応                      無
- 4 業務の種別                      出張対応 有                      来庁対応 有                      電話相談 多
- 5 状況の変化                      ・組織を見直さない中での職員定数の減(H9 34 ⇒ H19 16)  
   ・4所2分室体制をH18.4.1に地方事務所(産業労働課)の付置機関とし、4所6分室体制としたが、専門性の確保が図られないなどの問題から、H19.4.1に現行の体制とした
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等
- 県・市町村                      労働問題一般についての相談
- ※県と市町村での業務内容に大きな違いはないが、実施している5市中4市は臨時的な対応が中心で、他の市町村では実施していない



## 「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

## 家畜保健衛生所

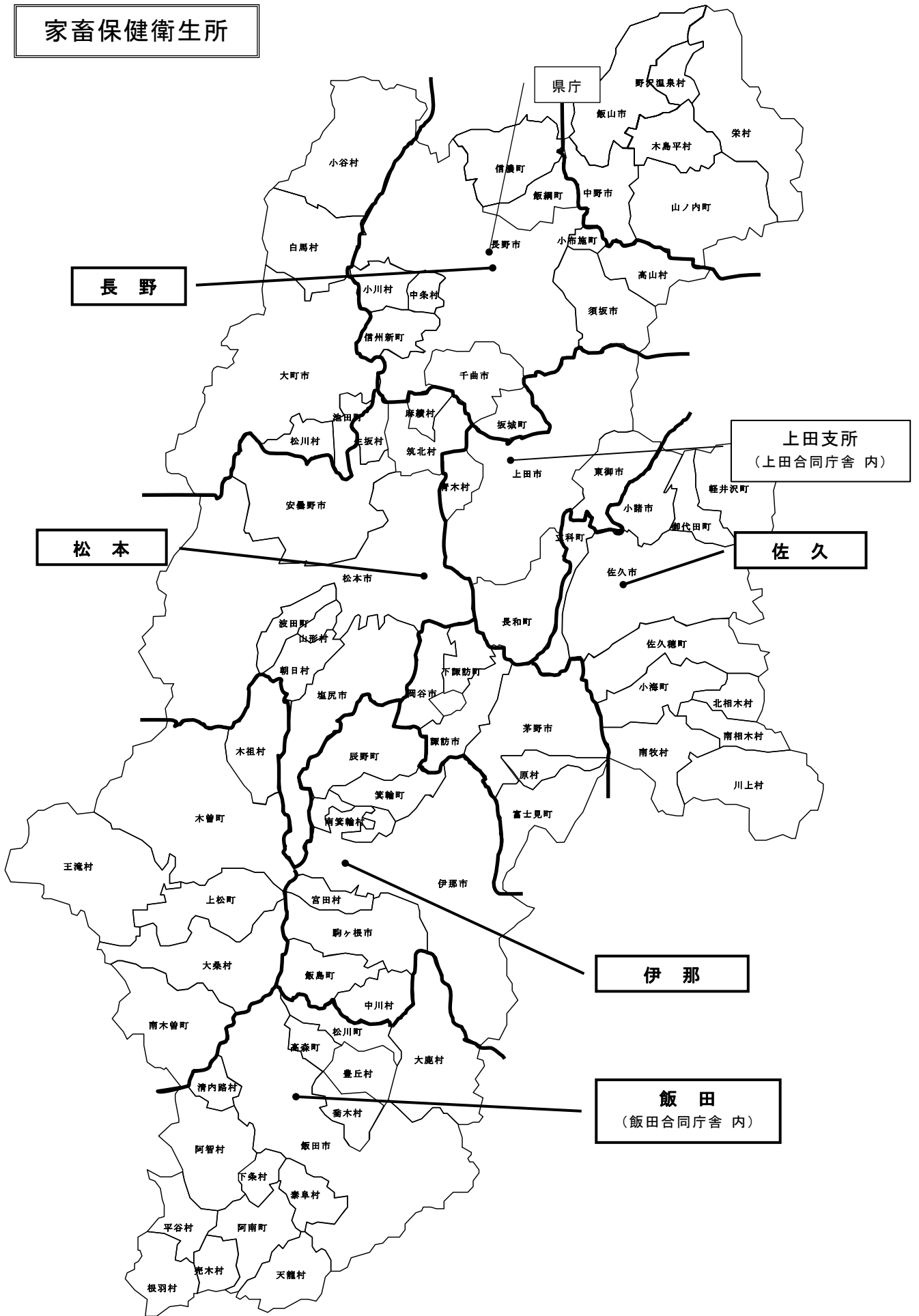
- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 4ブロックに5所、1支所配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

| 所名   | 管轄(担当)区域  | H19 畜産<br>農家数 | H19 家畜<br>単位 | 本所・支所から遠い<br>市町村までの距離        | 本所から遠い支所担<br>当市町村までの距離 |
|------|---|---------------|--------------|------------------------------|------------------------|
| 佐久   | 南佐久郡、北佐久郡、小県郡、上<br>田市、小諸市、佐久市、東御市                   | 331           | 26,240       | 川上村：<br>46 km、70分            |                        |
| 上田支所 | (小県郡、上田市、東御市)                                       | (90)          | (7,150)      | 長和町：<br>28 km、50分            | 青木村：<br>43 km、75分      |
| 伊那   | 諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪<br>市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市                   | 252           | 12,993       | 富士見町：<br>60 km、60分<br>(高速利用) |                        |
| 飯田   | 下伊那郡、飯田市  | 382           | 14,361       | 根羽村：<br>46 km、70分            |                        |
| 松本   | 木曽郡、東筑摩郡、北安曇郡、松<br>本市、大町市、塩尻市、安曇野市                  | 440           | 27,770       | 南木曽町：<br>97 km、120分          |                        |
| 長野   | 埴科郡、上高井郡、下高井郡、上<br>水内郡、下水内郡、長野市、須坂<br>市、中野市、飯山市、千曲市 | 206           | 8,558        | 栄村：<br>65 km、100分            |                        |

(注) 上田支所の家畜単位の( )書は、本所の内数

- 3 緊急的対応 家畜伝染病発生時の対応  
頻度 現状では少
- 4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応 有 電話相談 有
- 5 状況の変化 ・畜産農家数(H9:3,180⇒H19:1,611)、飼養家畜頭数の減少(家畜単位 H9:121,254  
⇒H19:89,922)、1戸当たりの飼育規模の拡大(家畜単位 H9:88⇒H19:135)  
・鳥インフルエンザ、BSEなどの危機管理への迅速な対応の必要性
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等  
県 家畜伝染病等の予防、家畜の生産性向上対策  
市町村 (農業全般の振興)

家畜保健衛生所





## 「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

## 教育事務所

## 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性

4ブロックに6所(東信、南信に2所ずつ)配置

## 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

| 所名 | 管轄区域  | 小中学校数 | 小中学校教職員数 | 本所から遠い市町村までの距離      |
|----|---|-------|----------|---------------------|
| 佐久 | 南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市                           | 60    | 1,601    | 川上村：<br>41 km、70分   |
| 上田 | 小県郡、上田市、東御市                                 | 49    | 1,420    | 長和町：<br>27 km、60分   |
| 伊那 | 諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市               | 99    | 2,885    | 富士見町：<br>48 km、90分  |
| 飯田 | 下伊那郡、飯田市                                    | 72    | 1,528    | 天龍村：<br>40 km、60分   |
| 松本 | 木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市              | 135   | 3,650    | 南木曾町：<br>92 km、120分 |
| 長野 | 埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市 | 173   | 4,475    | 栄村：<br>66 km、90分    |

## 3 緊急的対応 無

4 業務の種別 出張対応 多 来庁対応(一般県民) 少 電話相談 有  
(教職員) 少5 状況の変化 ・児童生徒数の減少(H9 215,645人 ⇒ H19 189,988人)  
・学校数の減少(H9 610 ⇒ H19 588)

## 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等

県 小中学校の学校運営・教育課程の指導・助言  
市町村 小中学校の学校運営



## 「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

## 農業大学校

## 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性

県に1つの施設として配置されているが、2箇所分散

## 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等

主に新規学卒者を対象とした農業経営者・農業指導者の養成と、主に社会人を対象とした新規就農研修などを行っており、これらのサービスの受け手(学生)は全県下(全国)から集まっている

## 3 緊急的対応 無

## 4 業務の種別 学校・研修講座の運営

## 5 状況の変化 ・入学希望者の減少

## 入学者数の推移

|                | 定員          | 入 学 者 数 |     |     |     |     |     |     |
|----------------|-------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                |             | H14     | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 農 学 部<br>総合農学科 | 60<br>(1学年) | 48      | 45  | 52  | 54  | 45  | 34  | 42  |

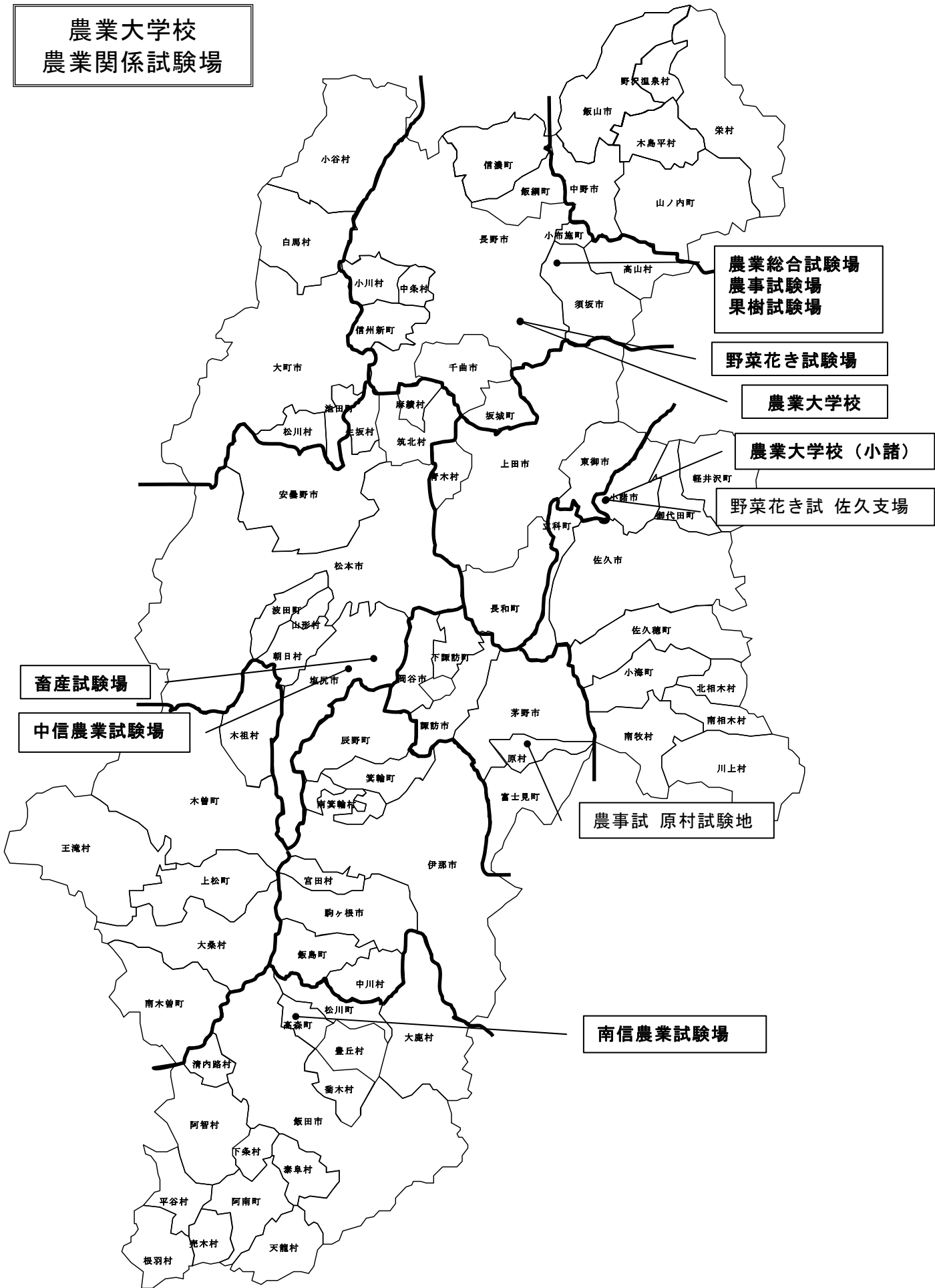
・H14年度の学部再編(指導学部 定員75人と営農学部営農学科 定員40人を再編)で農学部総合農学科(定員60人 2年課程)のキャンパスを長野市(松代)と小諸市に分散配置

## 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等

県 農業・農村におけるリーダーとしての能力や専門知識・技術の習得を通しての農業を担う人材の育成

市町村 (農業全般の振興)

農業大学校  
農業関係試験場



農業総合試験場  
農事試験場  
果樹試験場

野菜花き試験場

農業大学校

農業大学校 (小諸)

野菜花き試 佐久支場

畜産試験場

中信農業試験場

農事試 原村試験地

南信農業試験場

## 「基本的考え方(案)」(考慮すべき事項)を当てはめた場合の状況

## 農業関係試験場

- 1 広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性  
品目別試験場と特定地域の試験場の計7試験場が県下に分散配置
- 2 サービスを受ける方や現場の数・分布状況、庁舎からの時間距離等  
県内全域の農家を対象に農業技術の専門的研究を実施
- 3 緊急的対応 無
- 4 業務の種別 試験研究
- 5 状況の変化 農業技術の高度化・多様化・専門化、産地間競争の激化、販売価格の低下、  
産出額の減少、農業者の減少、気象の温暖化
- 6 県と市町村との役割分担、二重行政の排除等  
県 農業技術の試験研究  
市町村 (農業全般の振興)
- 7 各農業関係試験場の研究内容と組織体制

|         | 研究内容                          | 組織                                     | 定数 | 備考      |
|---------|-------------------------------|--|----|---------|
| 農業総合試験場 | 試験研究の企画調整、環境保全・農業経営・バイオテクノロジー | 管理部、企画調整部、環境保全部、経営情報部、機械施設部、バイオテクノロジー部 | 26 |         |
| 農事試験場   | 主要穀物(米・麦など)                   | 作物部、育種部、病害虫土壤肥料部                       | 21 | 原村試験地あり |
| 果樹試験場   | 果樹                            | 栽培部、育種部、病害虫土壤肥料部                       | 24 |         |
| 野菜花き試験場 | 野菜、花き、菌茸、特用作物                 | 管理部、野菜部、花き部、育種部、菌茸部、病害虫土壤肥料部           | 40 | 佐久支場あり  |
| 畜産試験場   | 畜産                            | 管理部、酪農部、肉用牛部、養豚養鶏部、飼料環境部               | 51 |         |
| 中信農業試験場 | 中信地方の畑作物等                     | 管理部、畑作栽培部、畑作育種部                        | 21 |         |
| 南信農業試験場 | 南信地方の果樹等                      | 管理部、栽培部、病害虫土壤肥料部                       | 22 |         |

農業大学校  
農業関係試験場

